

保税業務担当者研修会

令和8年3月10日

神戸税関監視部保税地域監督官

2026.3.10 保税業務担当者研修会
(公財) 日本関税協会神戸支部
神戸地区保税会

目次

1. 保税制度について
2. 保税地域の事務処理手続について
3. 保税地域における記帳義務について
4. 最近の保税非違の概要について
5. 令和8年度関税法改正について
6. 日頃の保税業務処理における基本動作の確認について

1. 保税制度について

◆外国貨物を置くことができる期間について

	指定保税地域	保税蔵置場	保税工場	保税展示場	総合保税地域
指定・許可	財務大臣指定	税関長許可			
機能	外国貨物の積卸・一時蔵置（点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工）	外国貨物の積卸・蔵置（点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工）	保税作業（加工・製造、改装、仕分け、その他の手入れ）	展示場を使用 積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・展示・使用・その他類似行為	積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・その他の手入れ・加工・製造・展示・使用
許可期間		10年以内 (実務上6年)	10年以内 (実務上6年)	博覧会等の会期を勘案して税関長が必要と認める期間	10年以内 (実務上6年)
蔵置期間	搬入から1ヵ月	・搬入から3ヵ月 ・最初に蔵入承認した日から2年 (延長可)	・搬入から3ヵ月 ・移入承認した日から2年 (延長可)	税関長が指定する期間	・搬入から3ヵ月 ・総保入承認した日から2年 (延長可)

1. 保税制度について

◆外国貨物を置くことができる期間について

1. 指定保税地域

指定保税地域に置くことができる期間は、**1カ月**とされている。これは、指定保税地域に**外国貨物**を1カ月以上置いていた場合、当該貨物を**税関が収容できる**ことになっており、この収容規定から1カ月とされている（関税法第80条）。



外国貨物の積卸・運搬・一時蔵置ができる**公共の場所**であり、**通関手続きを行う便宜のため**、関税行政上の必要に基づき設置されたもの（消極的保税地域）。

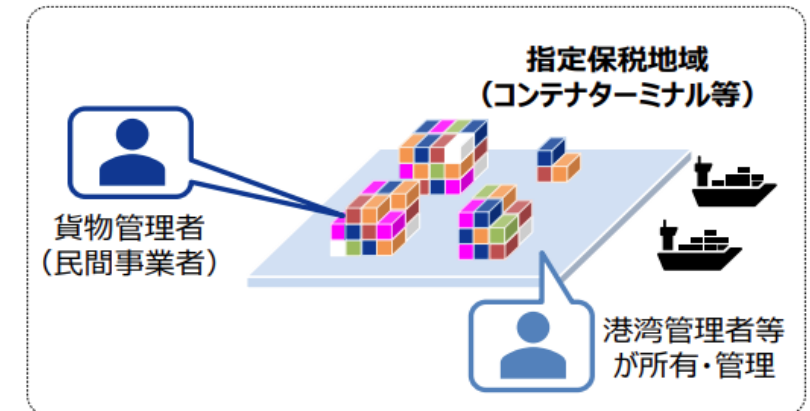
1カ月経過

早期搬出をしようよ

搬出



■ 指定保税地域のイメージ



※関税法第34条の2に規定する記帳義務等は、貨物管理者が負う

1. 保税制度について

【参考】 収容制度について

特定の外国貨物について、その所有者・占有者の意思に反して、**強制的に税関の占有に移す行為**で、その貨物に留置権や質権が設定されていても、収容処分には対抗できず、裁判上の仮差押又は仮処分によってもその執行を妨げられない（関税法第80条の2、第81条）。

収容貨物の範囲（関税法第80条第1項抜粋）

指定保税地域にある外国貨物で入れた日から**1カ月**を経過したもの

保税蔵置場等にある外国貨物で入れた日から**3カ月**を経過し、IS、IMをしていないもの（※）

保税蔵置場等にある外国貨物でIS、IM後、**2年**を経過したもの（※）

他所蔵置の許可を受けた外国貨物で、**指定された期間**を経過したもの（※）

他

（※）いずれも延長申請等していないもの

💡 保税地域にある**貨物**で、税関長の搬出命令（関税法第106条1号）を受けて、指定期間内に搬出されないものについても収容することができる（関税法第80条第6項）

内国貨物含む

★収容の流れ



1. 保税制度について

◆外国貨物を置くことができる期間について

2-1. 保税蔵置場

保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を最初に**保税蔵置場に置くことが承認された日から2年とする**。（関税法第43条の2）

貨物の長期蔵置が可能



貨物に対する輸入手続きの猶予という便宜を与えることにより、取引の円滑化、貿易の振興に資するという経済的な目的を持つ（積極的保税地域）

承認を受けなければならない時期

保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から**3月を超えて**当該保税蔵置場に置こうとする場合には、・・・
（関税法第43条の3第1項）

3カ月



蔵入承認

2年を超えそう



延長（※）

申請書類が整わない・・・
申請が行えない・・・

蔵入承認を取らずに
延長（※）

【関税法基本通達43の2-2（抜粋）】

- ・積戻し又は国内に引き取ることが契約等で確定しており具体的な搬出予定がある場合
- ・市況の急激な変動等により引き続き蔵置することがやむを得ないと認められる場合 等

【関税法基本通達43の3-5（要約）】

- ・所管官庁に対して他法令等の規定による許可、承認等の手続き中であること
- ・蔵入承認申請書の添付書類が輸入者の責に帰すべきでない理由により不備であること 等

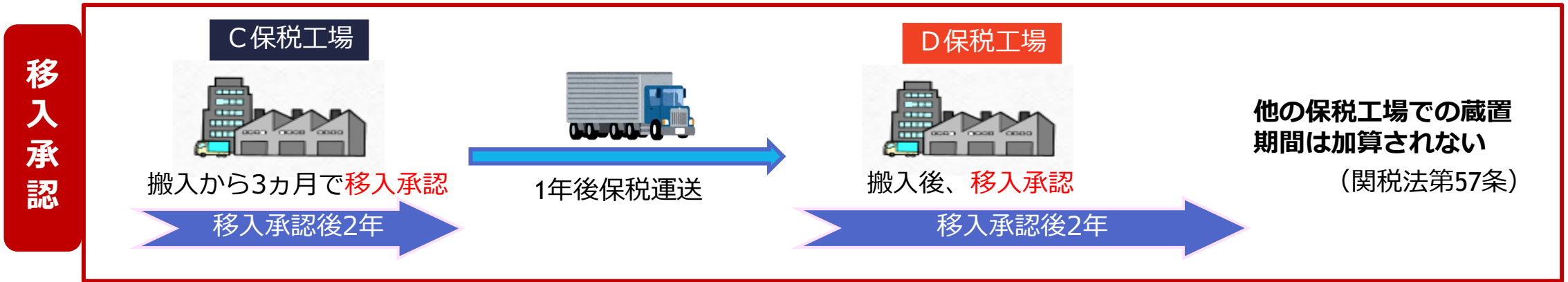
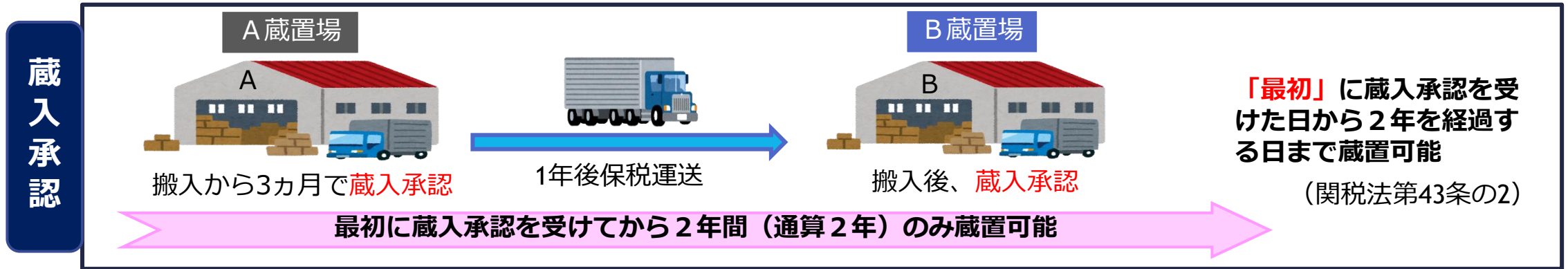
（※）要件は例示であり、規定されていない事由は保税部門に要相談



1. 保税制度について

◆外国貨物を置くことができる期間について

2-2. 保税蔵置場（蔵置期間の計算）



2. 保税地域の事務処理手続について

◆保税地域における各種手続き

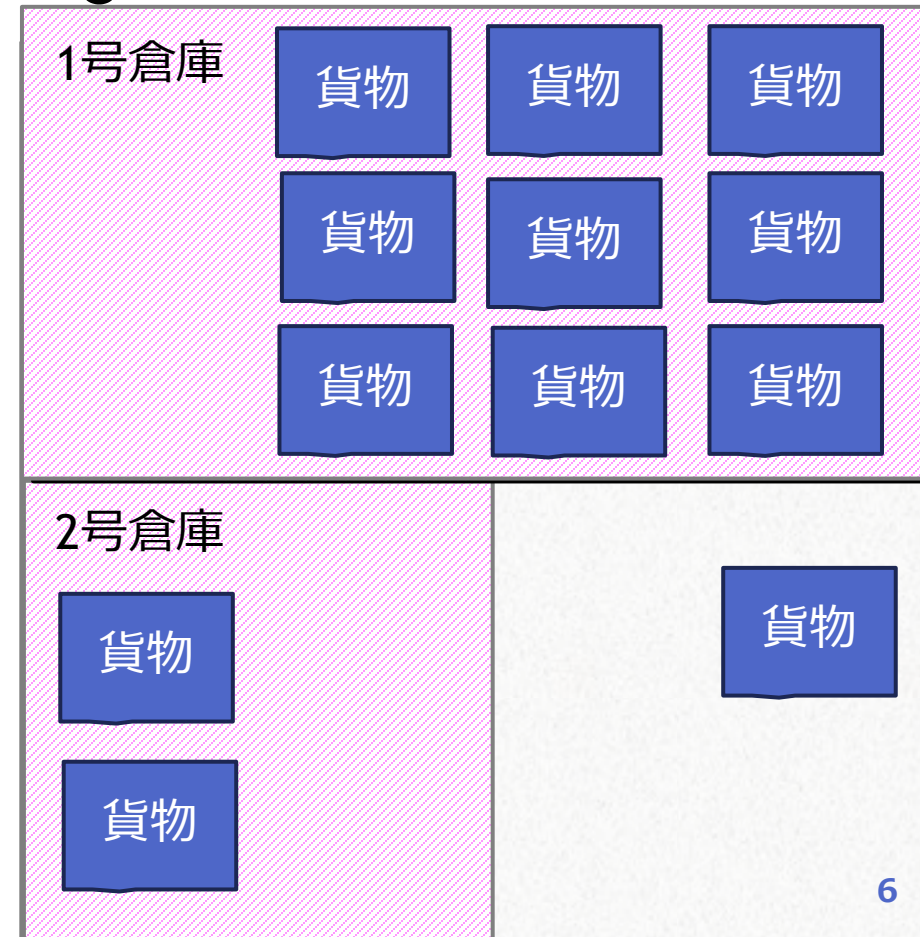
(1) 外国貨物を置く場所の制限（法第30条第1項）

原則

外国貨物は、**保税地域以外の場所に置くことはできない。**

例外

- **難破貨物（第1号）**
→ 遭難その他の事故により船舶又は航空機から離脱した貨物（関基30-1）
- **保税地域に置くことが困難又は著しく不適當な貨物（第2号）**
⇒ **他所蔵置貨物**
- **特定郵便物、刑事訴訟法の規定により押収された物件**
その他政令で定める貨物（第3号）
- **信書便物のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの（第4号）**
- **特例輸出貨物（第5号）**



2. 保税地域の事務処理手続について

◆保税地域における各種手続

(2) 見本の一時的持ち出し（法第32条）

保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。

許可基準

課税上問題がなく、かつ、少量の場合（関基32-1）

効力

見本として持ち出す外国貨物は、税関長の指定する期間内に戻し入れるものとする。

ただし、残余の貨物と一括して輸入許可を受けた場合はこの限りではない。（関基32-1(2)）



MHO 見本持出確認登録

ファイル(E) 表示(V)

処理区分 (9:一時持出 1:一時持出取消し)

見本持出許可申請番号*

一時持出日時

※参考

MHO（見本持出確認登録）
入力画面（NACCS業務仕様書より）

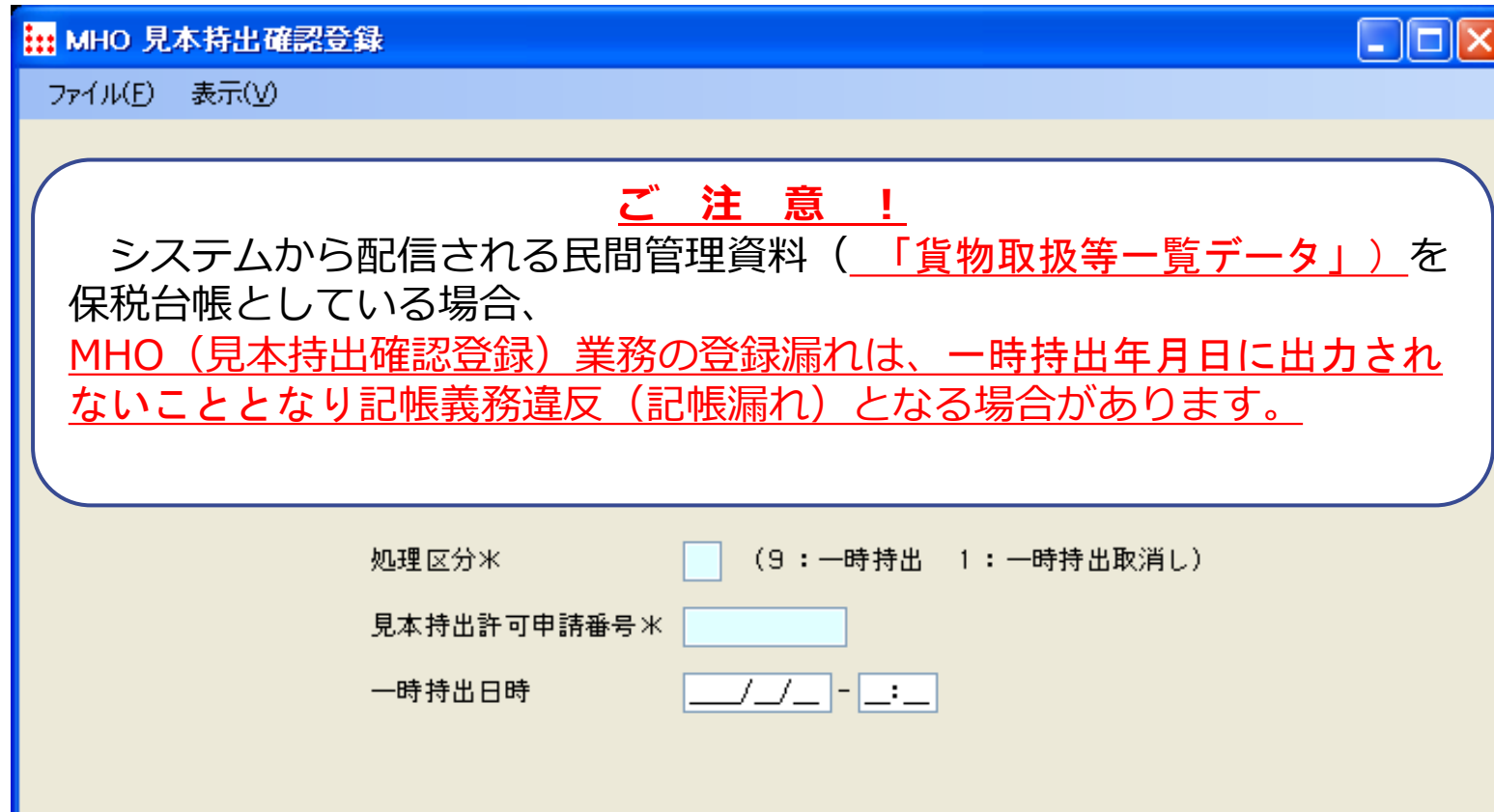
2. 保税地域の事務処理手続について

◆保税地域における各種手続

(2) 見本の一時持出し（法第32条）

※保税台帳となる管理資料の留意事項

MHA業務（見本持出許可申請）で許可となった見本を保税地域から一時持出した場合は、MHO業務（見本持出確認登録）で一時持出を登録する。



MHO 見本持出確認登録

ファイル(E) 表示(V)

ご 注 意 !

システムから配信される民間管理資料（「貨物取扱等一覧データ」）を保税台帳としている場合、MHO（見本持出確認登録）業務の登録漏れは、一時持出年月日に出力されないこととなり記帳義務違反（記帳漏れ）となる場合があります。

処理区分* (9 : 一時持出 1 : 一時持出取消し)

見本持出許可申請番号*

一時持出日時 / / - :

2. 保税地域の事務処理手続について

◆保税地域における各種手続

(3) 貨物の取扱い（法第40条）（指定保税地域）（法第49条で保税蔵置場に準用）



※参考
他所蔵置場所での行為（法第36条2項）

←内容点検、改装等の行為
事前の届出が必要（記帳義務無し）

←見本展示、簡単な加工等の行為は、他所蔵置場所では不可

指定保税地域では法37条第1項に規定する行為のほか、以下の行為ができる。

1. 内容点検、改装、仕分け、その他の手入れ（第1項） ⇒要記帳

内容点検：品質若しくは数量の点検、又はその機能の簡単な点検

改装：包装を改める行為をいい、一部積戻しのための分割包装等を含む

仕分け：貨物を記号、番号別、荷主、仕向地別又はその名称等級別等に分類、選別

その他の手入れ：貨物の記号、番号の刷換え、さびみがき、油さし、虫ぼし、洗浄・ワックスかけ等

2. 見本展示、簡単な加工、その他これらに類するもの（第2項） ⇒要許可、要記帳

見本の展示：注文の取集め等のため蔵置貨物の一部を一般の閲覧に供すること

簡単な加工：単純な工程によるもので、加工後において加工前の状態が判明できる程度のもの

（例）食料品等の加熱（専ら関税の引下げ、非自由化品目→自由化品目を目的とする場合を除く）等

これらに類する行為：輸出しようとする貨物の内容の破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること。
注文の取集め等のため個別に識別及び管理される蔵置貨物を閲覧に供すること

2. 保税地域の事務処理手続について

◆保税地域における各種手続

(4) 貨物の収容能力の増減等（含む工事届）（法第44条）

保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を**増加**し、若しくは**減少**し、又はその**改装**、**移転**その他の**工事**をしようとするときは、**あらかじめ**その旨を税関に届け出なければならない。

●収容能力の増減等の一例

収容能力の増加

- 貨物量が増加したため、公道を挟んだ会社の空き地に外国貨物を置きたい
- 既存の蔵置場が満庫であり、敷地内に一時的に外国貨物を蔵置できる場所を確保したい

収容能力の減少

- 取引先との契約が満了し貨物量が減少したため、蔵置場の一部を転貸したい
- 公道を挟んだ自社の空き地を蔵置場としたが、他の用途に使用したい
- 蔵置場である一部のタンクを老朽化のため撤去したい

改装、移転その他の工事

- 保税蔵置場である冷凍倉庫の冷凍機を交換したい
- 保税蔵置場であるサイロの上部及び底部を開放し点検・清掃を行いたい
- 作業効率を上げるため、製造設備の一部を自動化する設備更新を行いたい

●届出が不要な改装移転その他の工事（関税法基本通達44-3）

その工事の内容が**単なる補修工事**又は**これに類するもの**であって、その工事による保税蔵置場の**現状の変更が軽微**なものであり、かつ、それにより保税蔵置場の**面積に変更がない**とき

2. 保税地域の事務処理手続について

◆ 保税地域における各種手続

(4) 貨物の収容能力の増減等 (含む工事届) (法第44条)

保税ポータル (税関インターネットより)

税関 Japan Customs

保税ポータル

お知らせ

2024年7月1日	【お知らせ】保税制度をご利用されているみなさまへ
2024年7月1日	【お知らせ】保税地域における工事の際の手続きについて
2024年6月14日	「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」を公表しました

コンテンツ一覧

- よくあるご質問
- 保税地域一覧表
- 保税地域の許可を受けるには
- 参考資料
- 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について
- 保税に関するご意見募集

税関局・税関

2025年6月

保税制度を利用される皆さまへ

手続に関する利便性向上等を図るため、見直しを行いました！

税関行政や保税制度を取り巻く環境が大きく変化する中、保税制度について、水際取締りの水準を維持しつつ、利便性向上や利活用促進に向けて順次検討を進めてきているところであり、今般、一定の結論を得たものについて、「関税法基本通達等の一部改正について（令和7年6月30日財関第656号）」により、必要な見直しを実施しました。いずれも、令和7年7月1日施行となります。

保税ポータルもみてほしいワン！



見直しを行った事項

■ 保税蔵置場等で行うことができる「簡単な加工」の明確化

保税蔵置場等では、税関長の許可を受けて簡単な加工を行うことができますが、今般、閲覧に供される美術品等に対して簡単な加工（美術品等の性質・数量に変更を伴わないもの）を行えるよう明確化しました。 ※保税展示場でも同様の作業ができます。

■ 届出が不要となる保税蔵置場等の工事の明確化

保税蔵置場等で工事を実施する場合において、現状の変更が軽微なものであり、かつ、面積に変更がないときは、税関への届出が不要とされているところですが、昨年6月の通達改正で届出が不要な工事をいくつか例示しましたが、今般、この例示に、衝立、間仕切り及び装飾品等の設置等を追加し、届出が不要となる工事の更なる明確化を図りました。

(注) 衝立や間仕切りで外国貨物とそれ以外を完全に区分けている場合等、その設置・撤去等が貨物の管理・保管や保全措置の内容に変更を生じるものである場合は、届出が必要となります。

■ 貨物情報がない貨物に係る保税運送の手続きを汎用申請の対象に追加

貨物情報がない貨物に係る保税運送の手続きをNACCSの「汎用申請」業務（業務コード：HYS）で行えるようにしました。



※詳細については、税関HPに掲載の関税法基本通達等を確認して下さい。

税関局・税関

減却によって再生利用の用に供される物品が発生する場合の留意点

2026年1月1日より、保税地域にある外国貨物等の減却によって発生する灰、破片、泥等について一定の場合に再生利用が可能となりました。

「減却」とは？

✓「減却」とは、貨物に対して焼却、破碎、溶解、発酵等の処理を行うことにより貨物の形態をとどめなくすることをいい、当該処理によって、再生利用の用に供される灰、破片、泥等が発生する場合も含まれます。

✓ 保税地域にある外国貨物を税関長の承認を受けて減却する場合、その関税が免除されます。（関税法第45条第1項ただし書）

詳細は、関税法基本通達(23-9、45-1)をご参照ください。



「再生利用の用に供される灰、破片、泥等が発生する場合」とは？

- 減却により発生した灰、破片、泥等が循環資源として原材料に利用される場合を(例) いい、例えば次のような場合が該当します。
 - ・ 衣類、かばん及び靴等の焼却により発生した灰が建築資材に利用される場合
 - ・ 機械類等の破碎により発生した金属片が溶解及び精錬を経て再資源化される場合
 - ・ 電気機器から取り外した電池が焙焼及び分解等により材料ごとに選別され再資源化される場合
 - ・ 食品等に対して発酵処理が行われ、飼料化又は堆肥化される場合
 - ・ プラスチック製品が溶解又は分解され、再製品化される場合

以下のような場合には減却の承認はされませんのでご注意ください！

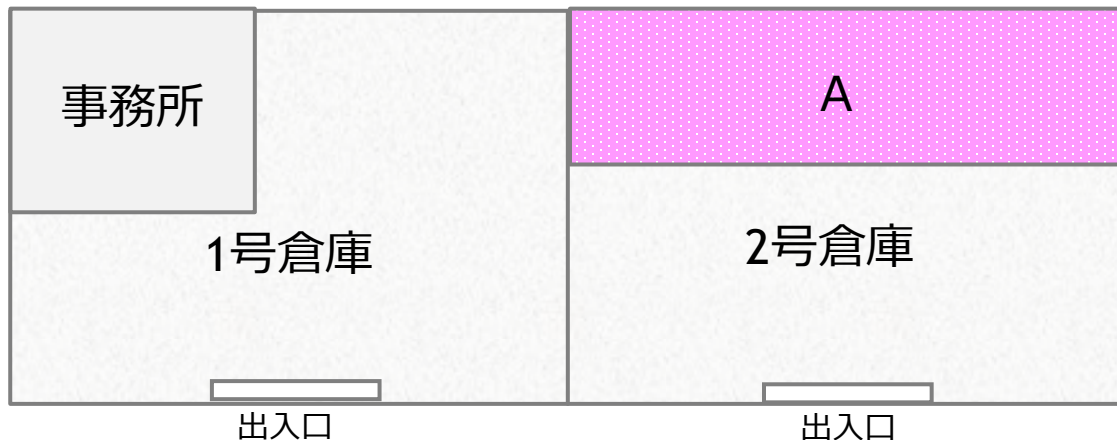
- 減却前の貨物の全部又は一部を製品としてそのまま使用する場合や、部品その他製品の一部分として使用する場合など、減却前の貨物の形態の全部又は一部をとどめた状態で再使用される場合には、貨物が減却されたものとは認められません。
- 減却の承認の申請者や、関税の納付義務を負うべき者（輸入者、倉主等）が、減却を行うために貨物を他者に引渡しについて対価を得る場合には、減却の承認はされません。必要に応じ、申請者に税関から貨物の引渡しに係る取引の関係書類の提示や誓約書の提出をお願いする場合があります。

2. 保税地域の事務処理手続について

◆保税地域における各種手続

(4) 貨物の収容能力の増減等（含む工事届）（法第44条）

具体的事例（関税法基本通達44-1（1）及び（2））



①既存の保税蔵置場面積を超える増坪

申請に係る蔵置場が申請者の所有又は管理する場所の同一構内にある建設物その他の施設で、申請者が同一の蔵置場として管理するものであり、貨物管理に関する社内管理規定に変更をきたさないと認められる場合は届出による増坪が可能です。

ただし、当該増坪により、蔵置場所の区分が明確ではない、又は、外国貨物の保管設備が不十分であると税関が認めたときは、必要な措置を講じ、不十分な点を解消したうえで届出を行うこととなります。

②保税蔵置場の一部転貸による減坪

2号倉庫のA部分については、賃貸借契約により被許可者が管理出来ない場所となり、他社が2号倉庫に出入りすることになるため、引続き保税蔵置場として利用するにはセキュリティ等に問題があります。

よって、減坪を行うには、

- ・ 2号倉庫全体を減坪し内貨倉庫として使用する。
- ・ 2号倉庫内で保税蔵置場部分とA部分との間に障壁を設置し、A部分の出入口を新たに設置する。

2. 保税地域の事務処理手続について

◆ 保税地域における各種手続

(5) その他各種届出

関基42-11（許可の際に付する条件）

- (1) **蔵置貨物の種類**を変更する必要がある場合には、**あらかじめ**税関長に届け出る旨の条件。
 - (2) **保税蔵置場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者**（許可を受けた者が法人であるときは、**法人の商号及び役員を含む。**）に変更があった場合（特例輸入者の承認等を担当する部門へ届け出ている場合を除く。）には**遅滞なく**税関長に届け出る旨の条件。
 - (3) ~ (8) 省略
- ※支配人その他の主要な従業者とは、**支配人**：関基34の2-9（2）イに規定の**総合責任者**をいい、**その他の主要な従業者**：関基34の2-9（2）ロから二に規定の**貨物管理責任者、顧客（荷主）責任者、委託関係責任者**をいう。

休業又は廃業の届出（法第46条）

保税蔵置場の許可を受けた者は、許可の期間内に当該**保税蔵置場の業務を休止**し、又は**廃業しようとする**ときは、**あらかじめ**その旨を税関長に届け出なければならない。

業務の休止：保税蔵置場休業届（C-3180）

休業していた蔵置場の再開：保税蔵置場の業務の再開届（C-3190）

※許可期間の満了による廃業の場合は、届出を要しない。

※休業期間の満了に伴う業務の再開であっても、再開届の提出は必要。

廃業：保税蔵置場廃業届（C-3180）

3. 保税地域における記帳義務について

◆ 記帳義務（関税法第34条の2）

保税地域（保税工場・保税展示場を除く）において貨物を管理する者（許可を受けた者）は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物について、帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

記帳義務者

指定保税地域・総合保税地域：貨物を管理する者 保税蔵置場・保税工場・保税展示場：被許可者（届出者）

帳簿の保存期間

（基本通達34の2-3）【保税地域における貨物についての帳簿】

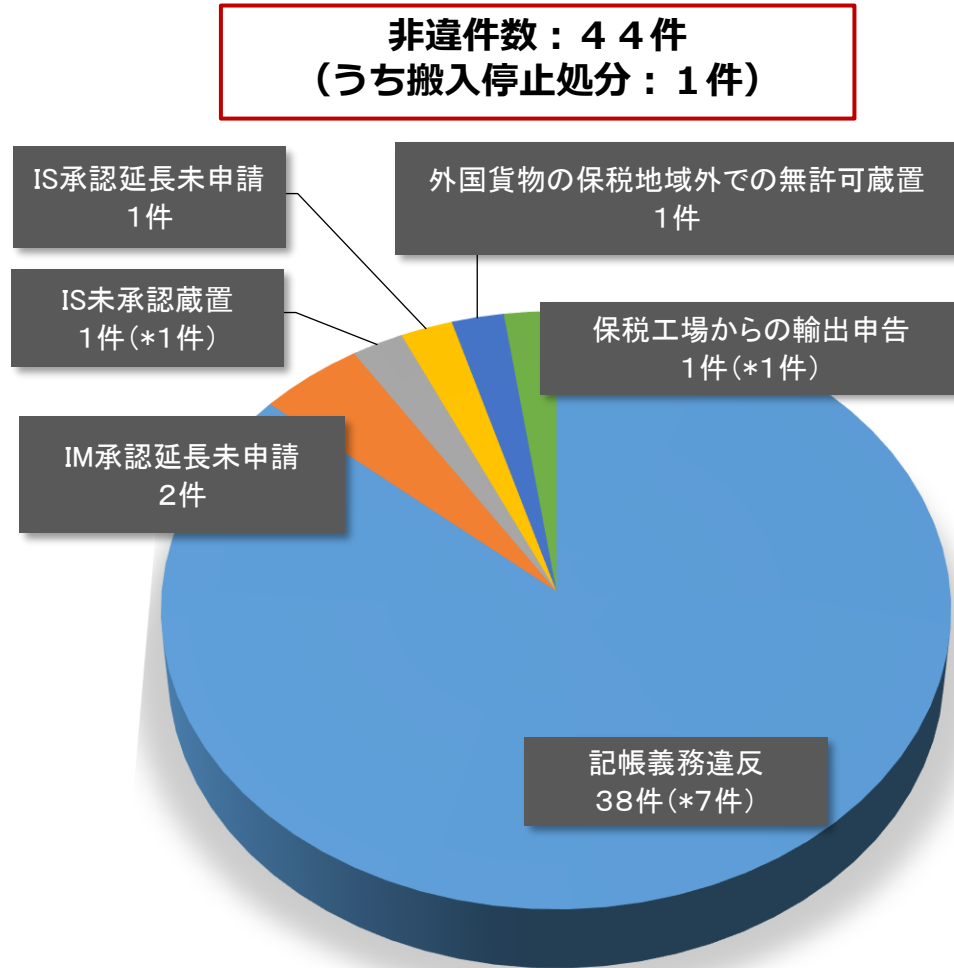
- ・ 帳簿は令第29条の2第1項又は第2項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備える必要はない。
- ・ 帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日（保税業務検査を受けた場合はにあっては、当該保税業務検査を受けた日）までとする。

（基本通達42-11）【許可の際に附する条件】（3）

- ・ 保税蔵置場の蔵置貨物に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件

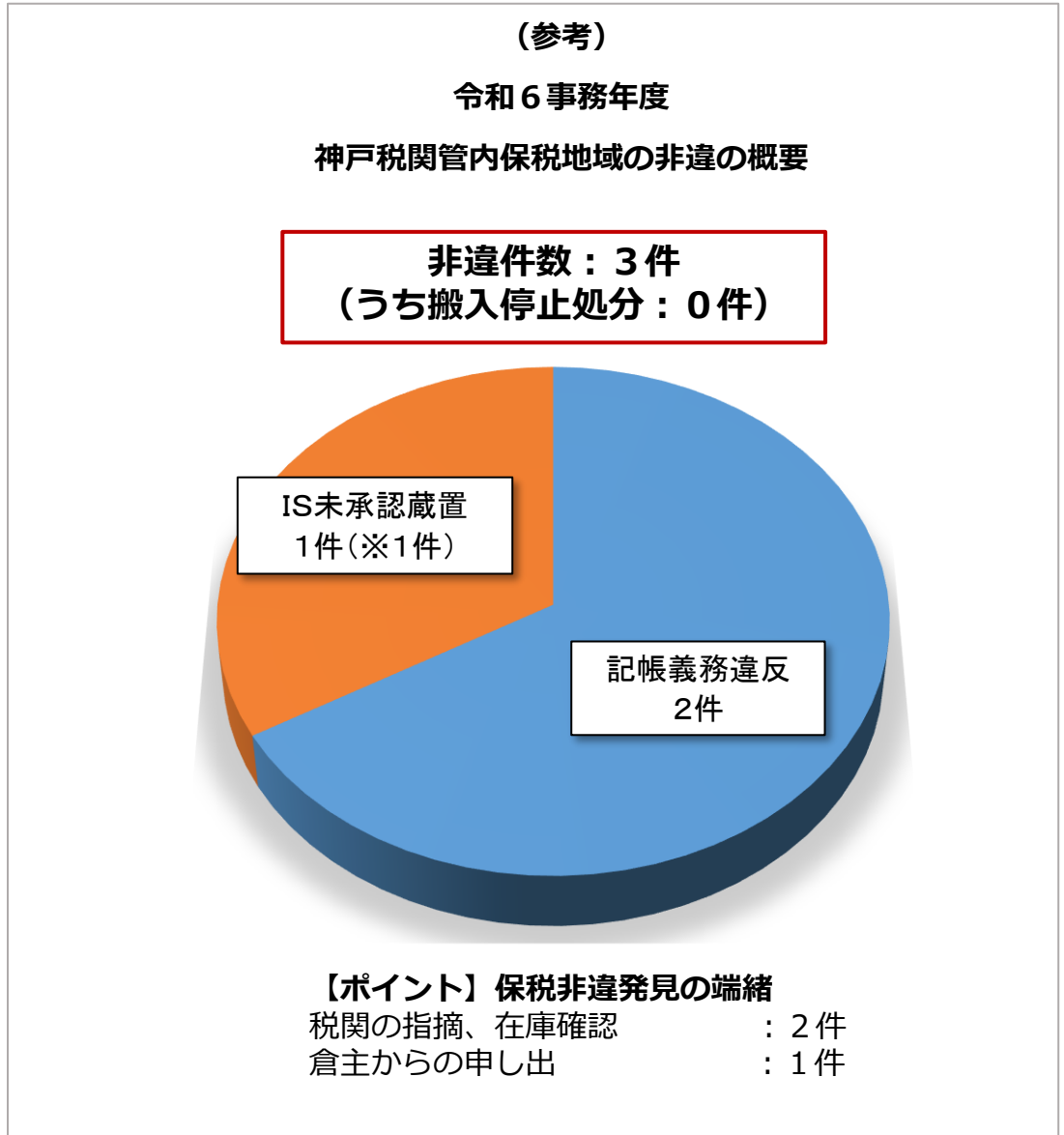
4. 最近の保稅非違の概要について

令和6事務年度（令和6年7月～令和7年6月）における全国保稅非違の状況



*** 処分になり得た件数（9件）**

直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。



4. 最近の保税非違の概要について

◆令和6事務年度の主な非違の概要

非違形態	非違等内容	責任の所在・原因	非違点数
記帳義務違反	保税運送承認された外貨が保税蔵置場に到着したが、担当者が業務繁忙により搬入登録を失念し、更に担当者の交代があったにもかかわらず、未搬入貨物の引継ぎができていなかったことから、税関が指摘するまで運送期間経過後も未搬入状態となっていた。	担当者の認識不足 チェック体制の不備	基礎点数 2 点
記帳義務違反	通関業者より管轄官署に対し、「NACCS業務でバンニング情報の訂正ができない。」旨の相談を受け、保税蔵置場担当者に確認したところ、総合責任者より「外国貨物運送が未承認にもかかわらず、保税蔵置場より搬出した。」旨報告があったもの。	担当者の認識不足 チェック体制の不備	基礎点数 2 点
I S 承認延長未承認申請	マニュアル台帳で管理している蔵入承認貨物 1 件について、蔵置期間の延長申請を失念し、蔵入承認の日から 2 年を経過して蔵置していたもの	担当者の認識不足 チェック体制の不備	基礎点数 3 点
外国貨物の保税地域外での無許可蔵置	穀物サイロ保税蔵置場に対し保税業務検査を実施したところ、外国貨物を搬入する際に、ダスト、莖等の取り除いた夾雑物を一定量溜まるまで紙袋に入れ、保税地域外の搬入口脇に蔵置していた。	担当者の認識不足 チェック体制の不備	基礎点数 3 点 加算点数②10点 減算10点

4. 最近の保稅非違の概要について

◆保稅処分の根拠法令

● 指定保稅地域 ※関稅法第41条の2（外国貨物の搬入停止等）

税関長は、指定保稅地域において貨物を管理する者（その者が法人である場合はその役員を含む。以下この条において「貨物管理者」という。）又はその代理人、支配人その他の従業者が指定保稅地域の業務についてこの法律の規定に違反したときは、期間を指定して、当該貨物管理者の管理に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物を当該指定保稅地域に入れることを停止させることができる。（平成17年度制度改正）

● 保稅蔵置場 ※関稅法第48条第1項（許可の取消し等）

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保稅蔵置場に入れることを停止させ、又は保稅蔵置場の許可を取り消すことができる。

- 一 許可を受けた者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が保稅蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき。
- 二 許可を受けた者について第四十三条第二号から第十号まで（許可の要件）のいずれかに該当することとなったとき。

● 保稅工場 ※関稅法第61条の4（保稅蔵置場についての規定の準用）

～略～ 第48条第1項中「保稅蔵置場に入れることを停止させ」とあるのは「保稅工場に入れ、若しくは保稅工場において保稅作業をすることを停止させ」と読み替えるものとする。

4. 最近の保稅非違の概要について

◆ 処分点数の算出方法（関稅法基本通達48-1（1））

基礎点数（別表1）

届出・報告・記帳漏れ 2点

無許可/未承認 3点

※非違件数が10件以下の場合

（適用方法抜粋）

- 非違件数が10件を超える場合は、その超える件数10件まで毎に上記点数を加算する。ただし、基礎点数の合計は60点を限度とする
- 件数の算定にあたっては、原則としてB/L、AWB等を単位とする
- 1つの非違が複数の規定に該当する場合は、最も基礎点数が高い非違を採用
- 複数の非違が行われた場合は、違反した非違の規定毎に非違件数に応じた点数を算出

<例>

未承認保稅運送 7件・・・3点
 保稅台帳未記帳 11件・・・4点
 無届出工事 1件・・・2点

加算点数（別表2）

① 関与者

被許可者（法人の場合はその役員）	30点
代理人、支配人、その他主要従業者	10点

② 前回処分からの年数（通知日以後）

搬入停止処分期間の末日まで	基礎点数の2倍+10点
1年を経過する日まで	基礎点数の1.5倍+10点
1年を超え2年を経過する日まで	基礎点数の1倍+10点
2年を超え3年を経過する日まで	基礎点数の0.5倍+10点

③ 前回非違からの年数（処分がなかった最後の非違から）

1年を経過する日まで	10点
1年を超え2年を経過する日まで	7点
2年を超え3年を経過する日まで	5点

④ 基本通達48-1（1）八（ハ）

非違が故意に行われたと認められる場合	20点
関稅等のほ脱若しくは無許可輸出入が目的・それら事実の隠蔽	40点

減算

① 基本通達48-1（1）八（ニ）

非違が行われた旨の申し出があった場合は、**合計点数から1/2に相当する点数を減算**

※税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出た場合は減算しない

② 基本通達48-1（1）八（ホ）

直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、**10点を限度に減算**

※過去に同様の非違が行われた場合は減算しない



合計点数

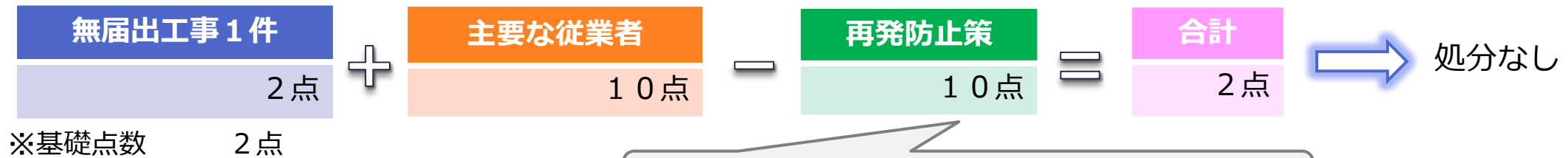
10点以内	原則として処分なし
11点以上	10点を超える1点につき1日の「搬入停止」
60点以上	税関長が許可の取消しを要しないと判断した場合は「許可の取り消し」
100点以上	原則として「許可の取り消し」

4. 最近の保税非違の概要について

◆ 処分点数の計算例

A社の保税蔵置場を保税巡回のため訪問したところ、保税地域内の天井をLED化工事が行われているのを確認。貨物管理責任者は当該工事の日程調整を行う立場であったが税関へ工事届の提出を失念していた。

(無届工事 1 件 主要な従業者の関与あり 速やかに再発防止策を策定)



★再発防止策を策定 10 点を限度として減算

B工場は、保税作業により製造した製品を積戻しする際に、工場長（総合責任者：役員）の確認が杜撰であったことにより、承認を得ることなく船積港まで運送しており、搬出記帳も行っていなかったところ、保税業務検査において発覚した。

(未承認保税運送 5 件 搬出未記帳 5 件 主要な従業者の関与あり 故意なし 速やかに再発防止策を策定)



※1B/Lあたり複数の非違があるときは、最も基礎点数が高い非違を採用

★再発防止策を策定 10 点を限度として減算

5. 令和8年度関税法改正（保稅關係）について

保稅業者に対する業務改善命令の創設等（背景）

背景

- 関税法上、外国貨物は原則として保稅地域以外の場所に置くことができない。**税関長から保稅地域の許可を受けるためには、その許可を受けようとする者において過去の法令違反が無いこと等や業務遂行能力等が要件。**
- **保稅制度の目的は、外国貨物を税関の監督下（保稅地域）に置くことにより、不正薬物等の国内への流入防止等の社会的要請に応えること。**税関長から許可等を受ける**保稅業者には適正に貨物管理を行う責務。**
- **近年、保稅制度の活用に係るニーズの多様化を受けて保稅業者の役割は高まっており、越境 E C の拡大に伴う輸入件数急増の中、その役割は社会的により一層重要。**
- **しかしながら、特に通販貨物を取り扱う保稅業者において、不適正な貨物管理が疑われる事案等が散見。**

例

- ・ 輸入許可を受けていない貨物を保稅地域から搬出
- ・ 知的財産侵害疑義物品を輸入許可済貨物と誤認して搬出
- ・ 保稅地域内で従業者による申告外物品の抜き取り

⇒ **保稅業者による自主的な貨物管理を前提とした制度への信頼を揺るがす事態が起こっており、保稅業者の適正な業務運営の確保を通じて、引き続き社会的要請に応えていくため、その対策を講じることが急務。**

※出典

令和7年11月26日
関税・外国為替等審議会
関税分科会資料

5. 令和8年度関税法改正（保稅關係）について

保稅業者に対する業務改善命令の創設等（課題及び改正の方向性）

現行制度の概要

- (1) 税関は、保稅業者に対して、以下のとおり監督等を実施。
 - 保稅業者が貨物管理について定める社内管理規定の履行状況の確認等及び改善を促すための助言・指導
 - 保稅業者が関税法に違反した場合等における貨物の搬入等の停止又は保稅地域の許可の取消し（行政処分）
- (2) 税関は、保稅業者に対して、自主的な措置として、保稅地域から貨物を搬出する際に、輸入許可書等と搬出しようとする貨物を対査し異常の有無等の確認を実施することを求めている。

現状の課題

- (1) 保稅業者が社内管理規定に従わずに業務を行う状況等が散見。
 - ⇒ **社内管理規定を定めることが法令事項でないことに起因している可能性。**現状の監督等は効果として一定の限界がある「助言・指導」と保稅業者にとって過酷な「行政処分」と両極端。
 - ⇒ **税関による監督等をより実効性のあるきめ細やかなものとする必要。**
- (2) 保稅地域から貨物を搬出する際の確認を適正に行わず、輸入許可を受けていない貨物を搬出したことが疑われる事案が発生。
 - ⇒ **貨物を搬出する際の確認が法令で義務付けられていないことに起因している可能性。**

改正の方向性

保稅地域において適正な貨物管理を行うための体制・手順等を規定した規則を定めることを法定化し、保稅業者に対する業務改善命令等及び貨物搬出時の確認義務等を新設することが適当ではないか。

※出典
令和7年11月26日
関税・外国為替等審議会
関税分科会資料

5. 令和8年度関税法改正（保稅關係）について

保稅業者に対する業務改善命令の創設等（改正のイメージ）

保稅業者による適正な貨物管理



税関による保稅業者に対する監督等



※出典
令和7年11月26日
関税・外国為替等審議会
関税分科会資料

STOP金密輸

金密輸の緊急対策を実施！

近年、不正薬物、金、知的財産侵害物品等の密輸がますます巧妙化・複雑化しています。

とりわけ、「金の密輸」は、社会的にも大きな問題となっています。

そのため、税関では、金密輸の摘発を目的とした検査の強化、情報収集の強化に取り組んでいます。

どんな些細なことでもよいので、密輸入に関する情報提供を下記の連絡先をお願いします。



金の密輸は必ずばれる
Gold smuggling is exposed



【航空貨物のパレットに隠匿された金密輸入事件】

パレット（航空貨物を積んだもの）内に隠匿した金地金161枚（約160kg）を税関検査で発見（鑑定価格約14億8千万円（当時のレート））
密輸により免れようとした税額は約1億5千万円。



密輸ダイヤル(24時間受付)

許しません シロイ(粉) クロイ(武器)

0120-461-961

(携帯からも通話無料)

密輸情報提供サイトもご利用できます。

<https://www.customs.go.jp/mizuguiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>



こんな時は税関まで

保税取締第1部門 **078-303-3552**

保税取締第2部門 **078-857-0743**

【物流・倉庫関係】

- インボイス記載の品名と異なる貨物を発見したとき
- 同一貨物なのに、異なるマークや目印が付されている貨物を発見したとき
- 同一貨物なのに、重量が明らかに異なる貨物を発見したとき
- 梱包テープが過剰に使用された貨物を発見したとき
- 通関を異常に急いだり、頻繁に問い合わせをしてくる輸入者がいたとき
- 正当な理由もないのに配送先を複数回変更されたとき



【港湾・漁業関係】

- 何か荷物が入っているような漂流物や漂着物を発見したとき
- 目的がハッキリしない改造がされている小型船を見かけたとき
- 外国の船と頻繁に無線交信したり、沖合に向かって信号や合図を送っている船や人を見かけたとき
- 岸壁付近で長時間停車しているレンタカーや他府県ナンバーなど、普段見慣れない車を見かけたとき
- 漁具を積まずに出港したり、時化の日や夜間に入出港するなど、不審行動をとる船を見かけたとき
- 沖合で不自然に接触し、船舶間で荷物の受渡しをしている船を発見したとき



【港湾・警備関係】

- 周囲を警戒しているような落ち着きのない乗組員や訪船者を見かけたとき
- 港頭地区でレンタカーや他府県ナンバーなど、普段見慣れない車を見かけたとき
- 人影の少ない深夜に、一人でSOLASゲートから出入構する乗組員や訪船者を見かけたとき
- SOLASゲートを出構する際に、大きな荷物を所持している乗組員や訪船者を見かけたとき
- SOLASフェンス越しに荷物の受渡しをしている乗組員などを発見したとき



【空港関係】

- 渡航先で中身の分からない荷物を預かっている人を見かけたとき
- 団体旅行の中で一人別行動をしていたり、日程に不釣合な量の荷物(2泊3日でスーツケース3個など)を持っている人を見かけたとき
- 機内で異様に厚着をして汗をかいていたり、食事もせず、落ち着きのない旅客を見かけたとき
- 機内の座席周辺やトイレなどの共用部を不自然に開閉している旅客を見かけたとき

